

2019 年度

図書館要覧



杵築市立図書館

目次

1. 運営方針.....	4
2. 図書館のあゆみ	5
3. 施設の概要(2019年3月31日現在)	8
4. 利用案内.....	9
5. 図書館統計	10
6. 図書館サービス指標.....	13
7. 事業実施状況	15
8. 2019年度事業計画	17
9. 杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館条例	18

1. 運営方針

運営の基本方針

図書館は、地域住民へ読書環境を提供するだけでなく、人類がこれまで蓄積してきた歴史・文化・科学技術などの知的財産を保存し、未来に伝えていく使命があります。

さらに、様々な資料を大量に保有する図書館は住民とその情報を結びつける地域の情報拠点として、文化の普及や住民の生涯学習の支援など社会的な役割も担っており、近年は急速に進展する情報化社会の中、新たな利用者ニーズに応える機能の充実も求められています。

このような状況の中、杵築市立図書館は利用者である市民があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手することのできる「地域の情報センター」としての役割を担うことを運営の基本とし、利用しやすく親しみもてる図書館運営を行います。

2019年度は、次の4点を具体的な基本方針とします。

1. 職員研修及び業務の不断の見直しを行い、利用者サービスの向上に努めます。
2. 各小中学校の状況を把握するとともに、学校との連携を密にしていきます。
3. 関係機関と連携し、郷土資料や行政資料の収集に努めます。
4. 市民とのコミュニケーションを大切にし、図書館に対する理解と協力を深めます。

2. 図書館のあゆみ

明治 44 年(1911 年)

7 月 15 日 大分県立杵築中学校内に、旧杵築藩主などの有志からの貸与・寄贈本 3,000 冊を蔵書とする「梅園文庫」が開設

明治 45 年(1912 年)

4 月 仲町 299 番地に移転

昭和 30 年(1955 年)

4 月 旧杵築 4 町村の合併により杵築市誕生。梅園文庫は、仲町の旧杵築町役場庁舎内に「公民館図書」として引き継がれる

昭和 52 年(1977 年)

4 月 旧杵築藩主御殿跡(杵築市大字杵築 1-1)で杵築市立図書館建設着工

昭和 53 年(1978 年)

5 月 16 日 旧杵築市立図書館兼民俗資料館が開館。蔵書数 19,371 冊

10 月 河合タル氏より図書寄贈を受け、「河合文庫」を開設

昭和 54 年(1979 年)

4 月 親子読書講座、お母さん読書講座、古典文学教室開講

6 月 おはなしくらぶ開設

昭和 55 年(1980 年)

9 月 杵築市読書グループ連絡協議会設立(5 団体 60 名)

昭和 58 年(1983 年)

1 月 植木文蔵氏(元杵築市長)より図書、視聴覚機器などの寄贈を受け、「植木文蔵文庫」を開設

平成 2 年(1990 年)

6 月 国宝重要文化財等保存整備事業により、「杵築藩関係古文書調査事業」を実施

平成 5 年(1993 年)

10 月 読書週間事業の一環として、「本の交換市」「小学生図書館見学会」を実施

平成 6 年(1994 年)

4 月 安部重信氏より図書の寄贈を受け、「安部文庫」を開設

平成 12 年(2000 年)

4 月 県立図書館より書籍の借り受けを行う団体文庫の活用開始

9 月 図書 29,248 冊にバーコード貼付

平成 17 年(2005 年)

10 月 杵築市、山香町、大田村の 3 市町村が合併し新杵築市誕生

平成 18 年(2006 年)

- 5 月 山香小学校内に「山香図書室」を開室
- 10 月 図書館システム導入(電算化)
- 12 月 大田山村開発センター内に「大田図書室」開室

平成 19 年(2007 年)

- 4 月 子ども読書週間事業の一環として「としょかんであそぼう」を実施

平成 20 年(2008 年)

- 12 月 杵築市立図書館の閉館時間を 17 時から 18 時に変更

平成 22 年(2010 年)

- 4 月 山香図書室が市役所山香庁舎に、大田図書室が市役所大田庁舎にそれぞれ移転
- 6 月 「杵築市立図書館整備基本計画検討委員会」設置(委員 8 名、10 回開催)

平成 23 年(2011 年)

- 2 月 杵築市立図書館整備基本計画検討委員会より、教育長に対して「杵築市立図書館整備基本計画に関する提言書」を提出
- 6 月 図書館ホームページ「アイデアストア」開設
- 7 月 杵築市立図書館開館 100 周年
- 10 月 読書週間事業「本の交換市」改め「ブックリサイクルフェア」開催
第 1 回図書館協議会開催

平成 24 年(2012 年)

- 6 月 第 2 回図書館協議会開催
- 8 月 「新杵築市立図書館建設基本計画策定委員会」設置

平成 25 年(2013 年)

- 1 月 渡邊幹雄氏講演会「図書館で町が変わる」
- 3 月 「新杵築市立図書館建設基本計画」を教育長・教育委員長へ提出
- 4 月 「図書館建設推進室」設置
- 5 月 「新杵築市立図書館建設基本計画」を市長・副市長へ提出
- 7 月 図書館利用者カード様式変更

平成 26 年(2014 年)

- 3 月 大田図書室改装
- 6 月 配本車運行開始
- 11 月 「杵築市図書館建設検討委員会」設置
- 12 月 「杵築市図書館設計業者選定委員会」設置、設計プロポーザルを公募

平成 27 年(2015 年)

- 3 月 プロポーザルの最優秀者に(株)梓設計九州支社を選定

平成 28 年(2016 年)

- 3 月 実施設計完成
- 9 月 建築工事契約締結
- 10 月 電気設備工事、機械設備工事契約
- 11 月 新杵築市立図書館起工式

平成 29 年(2017 年)

- 10 月 新図書館開館準備のため休館(翌年 3 月 23 日まで)
- 12 月 新図書館竣工
杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館条例を改正
杵築市立図書館の所在地を「杵築市大字南杵築 268 番地 1」に変更

平成 30 年(2018 年)

- 1 月 旧図書館から蔵書 5 万冊を移動
- 3 月 24 日 新杵築市立図書館開館
- 9 月 15 日 新杵築市立図書館来館者 5 万人
- 11 月 医療介護連携課との連携企画開始(1 年間継続予定)

平成 31 年(2019 年)

- 3 月 24 日 新杵築市立図書館開館 1 周年行事
- 5 月 25 日 新杵築市立図書館来館者 10 万人

3. 施設の概要(2019年3月31日現在)

【杵築市立図書館(本館)】

所在地 杵築市大字杵築 268 番地 1
敷地面積 3603.28 m²
建物 鉄筋コンクリート造(屋根鉄骨造)2階建
延床面積 2091.60 m²(1階 1760.56 m²、2階 330.59 m²)
蔵書数 開架:94,443冊 閉架:14,961冊
視聴覚資料:893点 古文書 4,316冊
雑誌:57種 新聞 8種

【山香図書室】

所在地 杵築市山香町大字野原 1010 番地 2(山香庁舎内)
敷地面積 360 m²
蔵書数 12,361冊

【大田図書室】

所在地 杵築市大田石丸 445 番地(大田庁舎内)
敷地面積 77 m²
蔵書数 4,008冊

4. 利用案内

◆開館時間・休館日

【杵築市立図書館(本館)】

開館時間:(平日)10時～18時、(土日)9時～17時

休館日:毎週火曜日、祝日(但し、5月3日～5日と11月の祝日は開館)、年末年始(12月29日～1月3日)、特別整理期間

【山香図書室】

開館時間:9時～17時

休館日:毎週火曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、特別整理期間

【大田図書室】

開館時間:9時～17時

休館日:毎週火・土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、特別整理期間

◆貸出冊数・期間

図書:10冊、14日以内

雑誌:2冊、7日以内

視聴覚資料:3点、7日以内

古文書:閲覧のみ(貸出不可。1週間前までに要申請)

◆団体貸出

市内の教育機関・施設・法人等:200冊、2ヶ月以内

市内の市民団体:50冊、1ヶ月以内

※新着本は不可

◆複写サービス

図書館の所蔵資料に限り、著作権法の範囲内で複写サービスを行う(1枚10円)。但し、古文書は原則不許可とする

◆調査・相談

利用者の疑問解決や調査研究の手助けを行う(図書館ホームページからメールでの問い合わせも可)

◆メールレファレンスサービス

利用者がホームページ「アイデアストア」から悩みや相談をメールで図書館に持ちかけると、司書が蔵書の中から解決に導いてくれるような本を紹介する

5. 図書館統計

		来館者数	登録者数	利用者数	貸出冊数
4月	杵築（本館）	9,180	477	3,449	13,498
	山香図書室	116	1	43	123
	大田図書室	-	-	7	9
	月計	9,296	478	3,499	13,630
5月	杵築（本館）	7,912	354	3,232	12,895
	山香図書室	206	6	90	336
	大田図書室	-	1	9	25
	月計	8,118	361	3,331	13,256
6月	杵築（本館）	7,449	232	3,254	13,211
	山香図書室	335	4	122	361
	大田図書室	-	-	9	32
	月計	7,784	236	3,385	13,604
7月	杵築（本館）	7,976	194	3,305	13,087
	山香図書室	275	3	112	399
	大田図書室	-	-	14	42
	月計	8,251	197	3,431	13,528
8月	杵築（本館）	10,372	220	3,721	14,591
	山香図書室	238	10	137	427
	大田図書室	-	-	13	34
	月計	10,610	230	3,871	15,052
9月	杵築（本館）	4,745	75	2,183	8,934
	山香図書室	144	2	77	283
	大田図書室	-	-	6	20
	月計	4,889	77	2,266	9,237
10月	杵築（本館）	6,600	110	2,700	11,154
	山香図書室	282	3	114	358
	大田図書室	-	-	6	20
	月計	6,882	113	2,820	11,532
11月	杵築（本館）	7,074	151	2,670	11,031
	山香図書室	358	3	106	368
	大田図書室	-	-	10	43
	月計	7,432	154	2,786	11,442
12月	杵築（本館）	5,500	71	2,386	10,112
	山香図書室	269	3	106	353
	大田図書室	-	1	6	24
	月計	5,769	75	2,498	10,489

		来館者数	登録者数	利用者数	貸出冊数
1月	杵築（本館）	5,593	77	2,458	10,323
	山香図書室	298	2	116	386
	大田図書室	-	-	15	34
	月計	5,891	79	2,589	10,743
2月	杵築（本館）	5,994	74	2,527	10,398
	山香図書室	333	-	112	392
	大田図書室	-	-	9	30
	月計	6,327	74	2,648	10,820
3月	杵築（本館）	7,242	96	2,766	11,031
	山香図書室	352	1	118	345
	大田図書室	-	-	4	14
	月計	7,594	97	2,888	11,390
年度計	杵築（本館）	85,637	2,131	34,651	140,265
	山香図書室	3,206	38	1,253	4,131
	大田図書室	-	2	108	327
	計	88,843	2,171	36,012	144,723

(相互貸借)

館名	貸出	借受
大分県立図書館	33	12
大分市民図書館	54	65
別府市立図書館	29	13
中津市立小幡記念図書館	23	22
日田市立淡窓図書館	27	11
佐伯市立図書館	30	7
臼杵市立図書館	24	7
津久見市民図書館	1	9
竹田市立図書館	23	23
豊後高田市立図書館	4	13
宇佐市民図書館	37	20
豊後大野市中央図書館	5	3
由布市立図書館	23	7
国東市くにさき図書館	11	11
国東市国見図書館	10	6
国東市武蔵図書館	5	10
国東市安岐図書館	13	2
日出町立図書館	29	10
玖珠町わらべの館	4	2
県外	7	2
計	392	255

6. 図書館サービス指標

【全館】

市民1人当たりの 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{人口}} = \frac{141,979}{29,241} = 4.86 \text{ 冊}$
登録率	$\frac{\text{登録者数}}{\text{人口}} = \frac{11,713}{29,241} = 40.06 \%$
登録者1人当たりの 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{登録者数}} = \frac{141,979}{11,713} = 12.12 \text{ 冊}$
蔵書回転率	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{蔵書数}} = \frac{141,979}{128,028} = 1.11 \text{ 回}$
市民1人当たりの 蔵書数	$\frac{\text{蔵書数}}{\text{人口}} = \frac{128,028}{29,241} = 4.38 \text{ 冊}$
市民1人当たりの 図書購入費	$\frac{\text{図書購入費}}{\text{人口}} = \frac{6,300,000}{29,241} = 215.45 \text{ 円}$

【杵築市立図書館(本館)】

市民1人当たりの 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{人口}} = \frac{137,527}{21,436} = 6.42 \text{ 冊}$
登録率	$\frac{\text{登録者数}}{\text{人口}} = \frac{10,084}{21,436} = 47.04 \%$
登録者1人当たりの 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{登録者数}} = \frac{137,527}{10,084} = 13.64 \text{ 冊}$
蔵書回転率	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{蔵書数}} = \frac{137,527}{111,659} = 1.23 \text{ 回}$
市民1人当たりの 蔵書数	$\frac{\text{蔵書数}}{\text{人口}} = \frac{111,659}{21,436} = 5.21 \text{ 冊}$

【山香図書室】

市民 1 人当たりの 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{人口}} = \frac{4,128}{6,585} = 0.63 \text{ 冊}$
登録率	$\frac{\text{登録者数}}{\text{人口}} = \frac{1,538}{6,585} = 23.36 \%$
登録者 1 人当たりの 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{登録者数}} = \frac{4,128}{1,538} = 2.68 \text{ 冊}$
蔵書回転率	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{蔵書数}} = \frac{4,128}{12,361} = 0.33 \text{ 回}$
市民 1 人当たりの 蔵書数	$\frac{\text{蔵書数}}{\text{人口}} = \frac{12,361}{6,585} = 1.88 \text{ 冊}$

【大田図書室】

市民 1 人当たりの 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{人口}} = \frac{324}{1,220} = 0.27 \text{ 冊}$
登録率	$\frac{\text{登録者数}}{\text{人口}} = \frac{91}{1,220} = 7.46 \%$
登録者 1 人当たりの 貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{登録者数}} = \frac{324}{91} = 3.56 \text{ 冊}$
蔵書回転率	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{蔵書数}} = \frac{324}{4,008} = 0.08 \text{ 回}$
市民 1 人当たりの 蔵書数	$\frac{\text{蔵書数}}{\text{人口}} = \frac{4,008}{1,220} = 3.29 \text{ 冊}$

※人口は、2019 年 3 月末現在。

※貸出冊数は、個人貸出のみのため、p.11 の数値とは一致しない。

7. 事業実施状況

①講座・教室の開講

◆読書講座・お母さん読書研究会

日 時:各会場とも月 1 回程度

場 所:読書講座は市内 5 地区で、お母さん読書研究会は杵築市立図書館で開催
受講生:42 名(各会場合計)

◆古典文学教室

日 時:毎月第4日曜 13 時 30 分～15 時 30 分

場 所:杵築市立図書館 多目的室

内 容:昔から今日まで語り継がれている古典の名作を学ぶ。年度前半は昨年度に
引き続き「百人一首」を、年度後半は「大鏡」を題材とした。

受講生:28 名

②読書週間行事

◆絵本作家とよたかずひこ講演会 in 杵築「ももんちゃんとおそぼう」

日 時:10 月 27 日(土) 13 時 30 分～15 時

場 所:杵築市立図書館 多目的室

内 容:とよたかずひこ氏による保護者向け講演会のと読み聞かせの後、希望者全
員にサイン会を行った

参加者:68 名

◆関連行事

9 月～11 月にかけて、POP コンテスト、読み活ラリー、押し本などを開催

③医療介護連携課との連携企画

◆企画展示

・第 1 弾(12 月～1 月)「しあわせな生き方とは」

・第 2 弾(2 月～3 月)「歯と口の健康と『食べるよろこび』」

いずれも、杵築市立図書館で展示後、順次、山香図書室、大田図書室で巡回展示

◆図書館☆医療・介護・保健セミナー「しあわせな生き方とは」

日 時:12 月 9 日(日)13 時 30 分～15 時

場 所:杵築市立図書館 多目的室

内 容:講演「終活を体験してみよう」(岡江晃児氏・医療介護連携課職員)、医療介
護連携課職員と図書館職員による「おすすめ本の紹介」、読み聞かせ、参
加者によるグループワーク(参加者がおすすめ本を持参しての交流会)

参加者:7 名

④各種催事

◆新図書館来館者 5 万人達成(9 月 15 日)

◆クリスマス会(12 月 22 日)

館長がサンタクロースに扮し、子どもたちへのプレゼントの配布及び記念撮影、司書による読み聞かせなど。

参加者:子ども 54 名、大人 30 名

◆新図書館開館 1 周年行事(3 月 24 日)

講演会「野菜づくりのコツと裏技」(農山漁村文化協会・小沼彩奈氏)、大人のための朗読会(参加者 25 名)、1 日カフェ、謎解きビンゴ(完走者 112 名)、杵築産野菜・果物・名産品の販売コーナーほか。

⑤広報活動

◆市報「広報きつき」

毎月「図書館だより」のコーナーに、新着本の紹介、月ごとの特集、図書館からのお知らせなどを掲載。

◆ウェブサイト(<http://www.ideastore-kitsuki.com/>)

2012(平成 24)年 7 月開設。図書館からのお知らせなどを掲載。

◆ケーブルテレビ

「杵築ど〜んとテレビ」にて、毎月 1 回インフォメーションコーナーでおすすめ本や展示、利用案内などを紹介。

8. 2019 年度事業計画

(1) 講座・教室(通年)

◆読書講座

講師: 平田はつみ先生

さまざまな本について仲間と語り、感動を分かち合い、生きることについて学ぶ。杵築・東・八坂・溝井・豊洋の 5 地区で、各地区毎月 1 回程度開催。

◆お母さん読書研究会

講師: 平田はつみ先生

小学校高学年から大人までが読んで楽しめる童話を書くための文章作法や表現方法を学ぶ、母親を対象にした会。毎月 1 回、杵築市立図書館にて開催。

◆古典文学教室

講師: 田邊勲先生(元別府溝部学園短期大学・教授)

今日まで語り継がれている古典の名著を学ぶ。昨年度に引き続き「大鏡」を学習教材とする。毎月第 4 日曜日に杵築市立図書館にて開催。

(2) ボランティア事業(通年)

◆読み聞かせボランティア

図書館を訪れた子どもに1対1での読み聞かせを体験してもらい、保護者の方がご自宅で読み聞かせをするきっかけ作りを行う。要事前研修。毎月第 3 水曜日と第 3 土曜日に開催。

◆美化(環境整備)ボランティア

利用者に、図書館を気持ちよく利用してもらうため、不定期に館内外の美化活動を行う。

◆若き司士(中学生・高校生)

図書館を盛り上げるイベントの計画や若い世代が図書館に来てくれるような作戦と一緒に考える。保護者の同意が必要。

(3) その他

◆図書館協議会(年 2~3 回開催)

◆中学生職場体験の受け入れ

◆蔵書点検(9 月 29 日~10 月 4 日)

◆イベント等

4 月 27 日	図書館まつり(子どもの読書週間関連行事)
7 月 24 日	納涼イベント「大人の朗読会第 2 弾~怪談~」
10 月~11 月	読書週間関連行事
12 月	クリスマスイベント

9. 杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 198 号

(設置)

第1条 杵築市民が学び、交流する場を提供し、もって杵築市の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、杵築市立図書館(以下「図書館」という。)を設置し、併せて民俗資料の保存管理を図るため、杵築市立民俗資料館(以下「民俗資料館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館及び民俗資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
杵築市立図書館	杵築市大字南杵築 268 番地 1
杵築市立民俗資料館	杵築市大字杵築 1 番地 1
杵築市山香図書室	杵築市山香町大字野原 1010 番地 2
杵築市大田図書室	杵築市大田石丸 445 番地

(事業)

第3条 図書館及び民俗資料館は、第1条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 図書館

- ア 郷土資料、地方行政資料、美術品の収集並びに図書、記録及び視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- イ 図書館資料の分類、配列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- ウ 図書館資料の館内及び館外貸出しをすること。
- エ 配本所等を設置し、自動車文庫及び貸出文庫の巡回を行うこと。
- オ 読書会、研究会、映写会、講演会、資料展示会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- カ 学校、公民館等と緊密に連絡し、協力すること。

(2) 民俗資料館

- ア 民俗資料を収集し、保存し、及び展示すること。
- イ 民俗資料に関する調査、研究及び保管、展示等の技術的研究を行うこと。
- ウ 学校、図書館、公民館等の教育施設と協力し、その活動を援助すること。

(管理)

第4条 図書館及び民俗資料館は、杵築市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(職員)

第5条 図書館及び民俗資料館に館長その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第6条 図書館法第14条の規定により、図書館に杵築市立図書館協議会(以下「図書館協議会」という。)を置く。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館が行う活動について、館長に意見を述べるができるものとする。

3 図書館協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

4 委員は10人以内とする。

5 委員の任期は、任命された日から同日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(休館日)

第7条 図書館及び民俗資料館の休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用時間)

第8条 図書館及び民俗資料館の利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、これを延長し、又は短縮することができる。

(利用許可)

第9条 杵築市立図書館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に図書館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(入館又は利用の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館及び民俗資料館への入館又は利用を禁止し、又は退場させることができる。

- (1) 秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 銃器、火薬類等他人に危害を及ぼすおそれのある物品を携行する者
- (3) 指定場所以外で火気を使用する者
- (4) 係員の指示に従わない者
- (5) その他図書館及び民俗資料館の管理に支障を及ぼす行為をする者

(入館料等)

第11条 図書館の入館料その他図書館資料の利用については、図書館法第17条の規定

により無料とし、民俗資料館の入館料についても無料とする。

2 第9条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第3に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する行事のため使用するとき。
- (2) 児童及び生徒が学習活動の一環として使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上その他の理由により使用料を徴収することが、不相当と認められるとき。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(目的外利用及び権利譲渡の禁止)

第14条 利用者は、杵築市立図書館の施設を第9条第1項の許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第15条 利用者は、図書館及び民俗資料館の建物、設備又は展示品、資料を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、前条の規定による原状回復ができないときは、教育委員会の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館の設置及び管理に関する条例(昭和53年杵築市条例第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年3月15日条例第13号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日条例第13号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 21 日条例第 48 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 20 日条例第 35 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 19 日条例第 14 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に、この条例による改正前の杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館条例第 6 条の規定により委嘱されている杵築市立図書館協議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館条例第 6 条の規定により任命された杵築市立図書館協議会の委員とみなす。

附 則(平成 27 年 7 月 6 日条例第 28 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の際、現に委員である者の任期は、改正後の第 6 条第 5 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 29 年 12 月 28 日条例第 39 号)

この条例は、平成 30 年 3 月 24 日から施行する。

別表第1(第7条関係)

名称	休館日
杵築市立図書館	(1) 毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日である場合は、直後の国民の祝日に関する法律に規定する休日でない日) (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日(ただし、憲法記念日、みどりの日、こどもの日、文化の日及び勤労感謝の日を除く。) (3) 年末年始(12月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)
杵築市立民俗資料館	(1) 毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、直後の国民の祝日に関する法律に規定する休日でない日) (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 年末年始(12月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)
杵築市山香図書室	(1) 毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、直後の国民の祝日に関する法律に規定する休日でない日) (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 年末年始(12月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)
杵築市大田図書室	(1) 毎週火曜日、土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 年末年始(12月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)

別表第2(第8条関係)

名称	休館日
杵築市立図書館	午前 10 時から午後 6 時まで(ただし、土曜日、日曜日、憲法記念日、みどりの日、こどもの日、文化の日及び勤労感謝の日は、午前 9 時から午後 5 時まで)
杵築市立民俗資料館	午前 9 時から午後 5 時まで
杵築市山香図書室	
杵築市大田図書室	

別表第3(第 11 条関係)

名称	区分	金額	備考
杵築市立図書館	多目的室	1時間につき 300 円	1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。 2 冷暖房の使用は1時間につき 300 円を使用料に加算する。 3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の 100%を加算する。
	会議室 1	1時間につき 100 円	1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。 2 冷暖房の使用は1時間につき 100 円を使用料に加算する。 3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の 100%を加算する。
	会議室 2	1時間につき 200 円	1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。 2 冷暖房の使用は1時間につき 200 円を使用料に加算する。 3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の 100%を加算する。



2019 年度 杵築市立図書館要覧

2019 年 6 月 30 日 発行

杵築市立図書館

〒873-0012 大分県杵築市大字南杵築 268 番地 1

tel 0978-62-4362 / fax 0978-62-3401

<http://www.ideastore-kitsuki.com/>